

## 第1章 はじめに

1. 策定までの経緯
2. こどもの居場所づくりが求められる背景
3. こどもの居場所づくりの理念（こどもの居場所づくりを通じてつくりたい未来）

## 第2章 こどもの居場所づくりに関する基本的事項

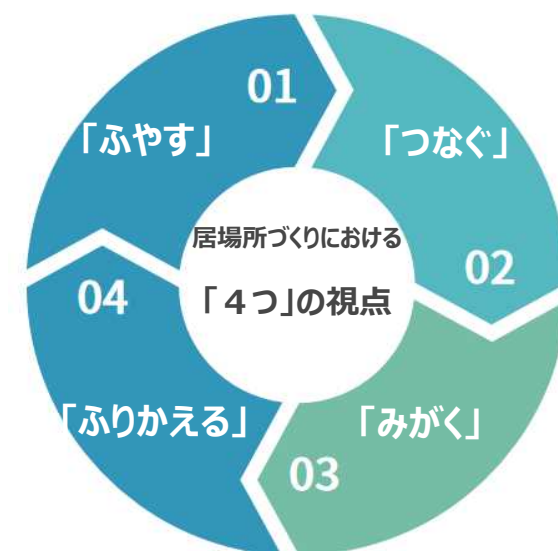
1. こどもの居場所とは？
2. こどもの居場所の性質とは？
3. こどもの居場所づくりとは？
4. 「こどもの居場所づくりに関する指針(仮称)」が対象とする範囲とは？
  - ・対象とする年齢の想定は？
  - ・本指針におけるこどもの居場所の範囲とは？

## 第3章 こどもの居場所づくりを進めるにあたっての基本的視点

1. 視点の構成：「ふやす」、「つなぐ」、「みがく」、「ふりかえる」  
各視点に共通する事項：「こどもの声を聴いて、こどもの視点に立つこと」など
2. 「ふやす」 多様で多数のこどもの居場所を整備する  
・こどもが自分のニーズに合った居場所を選べるよう、地域で多種・多様なこどもの居場所づくりが行われるためには？
3. 「つなぐ」 こどもが居場所につながる  
・こどもが、知り、見つけ、利用しやすい居場所づくりのためには？
4. 「みがく」 こどもにとってよりよい居場所であり続ける  
・こどもにとってよりよい居場所であるために、大切にしたい視点とは？
5. 「ふりかえる」 こどもの居場所づくりを検証する  
・どのように、こどもの居場所づくりを検証するのか？  
※ 上記の視点に関して、官（国や地方公共団体）と民（中間支援団体や現場の民間団体等）のそれぞれの役割について整理する。

## 第4章 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における施策推進への支援
3. 施策の実施状況等の検証・評価
4. 指針の見直し



1章  
2章

## 1. 総論 (基本的事項)

- 1-1. こどもの居場所づくりが求められる背景とは？
  - 1-1-1. こどもの居場所づくりの現状と課題とは？
  - 1-1-2. なぜこどもの居場所づくりが必要か？
- 1-2. こどもの居場所づくりの理念とは？
  - 1-2-1. こどもの居場所づくりを通してつくりたい未来（目指すもの）とは？
  - 1-2-2. こどもの居場所づくりにおける測定可能な指標とは何か？またどのようにモニタリングするか？
- 1-3. こどもの居場所、居場所の性質とは？こどもの居場所づくりとは？
- 1-4. こどもの居場所づくり指針が対象とする範囲とは？

3章

## 2. 「ふやす」 ～整備・develop～ 多様で多数の こどもの居場所を整備する

### 2. こどもが自分のニーズに合った居場所を選べるよう、地域で多種・多様な居場所づくりが行われるためには？

- 2-1. こどもの居場所になっている、なりえる地域資源をどのように把握するか？
- 2-2. こどもが抱える居場所に対するニーズをどのように把握するか？
- 2-3. ニーズに応じたこどもの居場所をどのように整備するべきか？
  - 2-3-1. こどもの居場所づくりに活かせる既存リソースをどう活用して、こどもの居場所を整備するか？
  - 2-3-2. 新たなリソースによるこどもの居場所づくりが促進されるためには？
  - 2-3-3. 様々なこどもの居場所づくりが継続して行われるためには？

## 3. 「つなぐ」 ～接続・access～ こどもが 居場所につながる

### 3. こどもが、知り、見つけ、利用しやすい居場所づくりのためには？

- 3-1. こどもが身近な居場所について、知り、見つけやすくするために必要なことは？
- 3-2. こどもの居場所づくりの場につながりにくいこどもが、つながりやすくするためには？
- 3-3. こどもが、居場所を利用しやすくするには？

## 4. 「みがく」 ～発展・brush-up～ こどもにとって よりよい居場所 あり続ける

### 4. こどもにとってよりよい居場所であるために、大切にしたい視点とは？

- 4-1. こどもがその場を居場所と感ずるために必要なことは？
- 4-2. 安心安全が保障されたこどもの居場所づくりとは？
  - 4-2-1. 居場所の安全性と開放性（出入り自由等）のバランスをどのように調整するのか？
- 4-3. こどもの声を聞き、その声が反映されるこどもの居場所づくりとは？
- 4-4. 居場所同士や他関係機関などと、どのように連携・協働を図るべきか？
- 4-5. こどもの居場所づくりの担い手が、互いの取り組みから学び合うために何が必要か？

## 5. 「ふりかえる」 ～検証・assess～ こどもの居場所づくりを 検証する

### 5. どのように、居場所づくりを検証するのか？

- 5-1. 「居場所がある・ない」のこどもの数の増減など、どのように測定、把握するのか？
- 5-2. こどもの居場所づくりが促進されているかどうかの進捗をどのように測定するのか？
- 5-3. 居場所があることが、こどもの育ちにとってどんな影響があるのか？  
(居場所がないことは、こどもの育ちにとってどんな悪影響があるのか？)
- 5-4. 居場所がないと感じるこどもは、どんな特徴や傾向を持っているのか？

# 第3章の基本的視点に関する官民の役割の整理（イメージ）

それぞれに役割があることを念頭に、各主体が協働することで、こどもの居場所づくりが推進される

	現場	中間支援団体	基礎自治体	都道府県	国
Develop ふやす					
Access つなぐ					
Brush-up みがく					
Assess ふりかえる					

# 1. 【総論】こどもの居場所づくりに関する基本的事項

## 1. 論点

- 1-1. こどもの居場所づくりが求められる背景とは？
  - 1-1-1. こどもの居場所づくりの現状と課題とは？
  - 1-1-2. なぜこどもの居場所づくりが必要か？
- 1-2. こどもの居場所づくりの理念とは？
  - 1-2-1. こどもの居場所づくりを通してつくりたい未来（目指すもの）とは？
  - 1-2-2. こどもの居場所づくりにおける測定可能な指標とは何か？またどのようにモニタリングするか？
- 1-3. こどもの居場所、居場所の性質とは？こどもの居場所づくりとは？
- 1-4. こどもの居場所づくり指針が対象とする範囲とは？

## 2. 各論点における委員からの主な意見やヒアリング内容等

- 1-1. こどもの居場所づくりが求められる背景とは？
  - 1-1-1. こどもの居場所づくりの現状と課題とは？
  - 1-1-2. なぜこどもの居場所づくりが必要か？

### 本部会の委員からの主な意見

- ◆ 社会が提供する安心安全な居場所を持っていない子どもたちの中には、自分を必要としてくれる実感を得られるなどの理由によって、反社会的な枠組みであるにも関わらず、そこを居場所と感じる子どももいると考えられる。
- ◆ 現状、どうしても居場所づくりや社会資源に地域差があり、学校以外の人間関係とつながれる居場所がない、困難を抱える子どもをつなげても専門的な対応を行えるのか、といった地域もある。
- ◆ 居場所づくりを進めていく中で、ニーズを抱えているにも関わらず、支援につながらずに重篤化していく、状況が悪化していく子どもたちが地域の中に非常に多くいると感じる。

### ヒアリングから得られた意見

- ◆ 例えば大気汚染のように、二酸化炭素を制限するなど政府が介入することと同様、こどもの居場所や遊ぶ環境は、社会がインフラとして保障しなければならない、守らなければならない状況に差し掛かっているのではないか。
- ◆ こどもは、居場所の中で、安心できる環境や育ちの土台として、多様な活動や生活を通して知識やスキル、人間性を育み、将来の自立に向けて生きる力を培っていくことが重要であり、親以外の斜めの関係の大人や仲間との関わりを通して成長していくことが重要だと考える。
- ◆ 今のこどもの外遊びの環境について、自由に遊べる空地や生活道路が少なくなったり、こどもが自由に利用できるスポーツ施設が少なくなったりしており、地域社会の中でだれもが参加しやすい居場所が必要とされているのではないか。

### こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書に記載されている内容

- ◆ 地域のつながりの希薄化、少子化によるこども・若者同士の育ち合い・学び合いの機会の減少等により、「こども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっている。特に地方部では過疎化が進展し、地域の居場所づくりが課題である。そのため、地域交流の場を新たに創出する、意図的に居場所をつくりだそうとする営み（居場所づくり）が求められる。

# 1. 【総論】こどもの居場所づくりに関する基本的事項

- ◆ 孤独・孤立への不安、児童虐待の相談対応件数や不登校、ネットいじめ、自殺する子ども・若者の増加等、子ども・若者を取り巻く課題は複雑かつ複合化しており、これら喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かく対応した居場所をつくり、誰も取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要がある。
- ◆ 価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様な居場所づくりが求められる。

## 1-2. こどもの居場所づくりの理念とは？

1-2-1. こどもの居場所づくりを通してつくりたい未来（目指すもの）とは？

1-2-2. こどもの居場所づくりにおける測定可能な指標とは何か？またどのようにモニタリングするか？

### 本部会の委員からの主な意見

- ◆ こどもの居場所づくりとして、「どこかに自分の居場所がある」と「どこも自分の居場所になる」の両者を目指していくべきではないか。学校や家庭に居場所がない子どもには他の居場所を、対面がだめならオンラインの居場所をつくるように、どんな子どもにもまず一つの居場所を確保するとともに、居場所がある子どもにも、他にもいろんなところが居場所になっていることを目指すべきと考える。
- ◆ どんな地域に住んでいても、すべての子どもたちに居場所があるという状態を目指すべき。
- ◆ 子どもが地域の未来をつくと同時に、元気な地域だからこどもの育ちを支えられるのであり、数十年先の未来を見据えて、子ども真ん中を超え、障害者も高齢者もみんなが真ん中になる居場所づくりを目指していくべきではないか。
- ◆ 人間関係の変化で居場所を失ってしまうなど、居場所は変わりやすく失われやすい特徴があるため、複数の居場所を気軽に選択できるような社会にしていく必要があると考える。
- ◆ 持続可能な居場所が増えて、居場所が身近にあり、選択肢も増えること、子どもに開かれていて自由に利用できること、こどもの最善の利益が優先され、こどもの権利を尊重する大人が傍にいることが重要ではないか。
- ◆ こども居場所づくりにおいては、地域全体が子どもに寛容な社会となることが重要であり、地域でこどもを育てること、遊びを通じてこどもが育っていくことを関係者だけではなく多くの世代の人に伝えていくことが必要ではないか。
- ◆ 居場所があることによる具体的な効果についてエビデンスがあるわけではない中で、居場所の必要性・重要性や今後の展望についてどこまで具体的に議論できるかが重要かと考える。

# 1. 【総論】こどもの居場所づくりに関する基本的事項

## ヒアリングから得られた意見

- ◆ こどものやってみたいという声を聴くことや、大人を含め子どもたちがフラットに話し合えることが、まちづくりにつながるのではないかと考える。
- ◆ 居場所づくりは、ベキ論や自立を強制するなど、強く一方的な価値観の押し付けではなく、人の弱さも含まれている包摂的なものである必要があるのではないかと考える。
- ◆ 特定の居場所しかない状況は脆く、危険性を伴うので、複数の居場所を持つことが望ましいと考える。また、利用初期では、安心安全を確保するために閉じた居場所づくりが必要であるが、特定の居場所から別の場につなげるなど、外に出す・開いていくという支援も組み合わせることが重要であるとする。
- ◆ 複数の居場所を持つことが、こどもの育ちにおいて重要であるとする。また、居場所はこどもが利用できる物理的に通える距離にあることが望ましい。
- ◆ 居場所となっている場から次の一步を踏み出すことが、意図しないきっかけから起こることがまあると考える。それは、居場所となっている場から得られる安心感が積み重なったことで、チャレンジする勇気が自然と生まれてくるからではないかと考える。担い手はそのタイミングを待ちながら、安心して過ごせる居場所をつくり続けることが重要であるとする。
- ◆ 居場所の成果や価値は指標化することが難しいため、ヒアリングした内容やエピソードなどの定性情報によって伝えることが可能となるものであるとする。
- ◆ 居場所づくりを評価することは困難であるが、社会や行政に対して、居場所の価値を伝え、理解してもらうことは重要である。そのため、ルーブリックを用いて段階的にこどもの成長を可視化すること等が考えられる。一方で、定量的に成果を示すことも可能だが、数字だけが独り歩きする懸念から、現場で起きているエピソードと合わせて丁寧に伝えていく必要があるとする。

## こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書に記載されている内容

- ◆ 居場所づくりが目指す理念とは、こども基本法、およびこども政策の新たな推進体制に関する基本方針に従い、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こども・若者の権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができることを目指す。その際、こども・若者の視点や子育て当事者の視点に立つこと、全てのこども・若者の健やかな成長やWell-beingの向上に資すること、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援である必要があるとする。



# 1. 【総論】こどもの居場所づくりに関する基本的事項

## 1-3. こどもの居場所、居場所の性質とは？こどもの居場所づくりとは？

### 本部会の委員からの主な意見

- ◆ 居場所になりうるところが複数あり、こどもが自分の時間をどう使うかを選ぶことができること、こどもに自分の居場所の選択を委ねることが重要と考える。そのためには、多様な居場所が必要である。
- ◆ 居場所は、集えるところだけではなく、一人になれるところ、大人がいないところ、好きなことをさせてもらえるところというこどもの声もあり、あまり枠にはまらない場も重要と考える。
- ◆ こどもの居場所とは、こどもにとって面白いところ、楽しいところであるべきであり、生活の場の機能も持つことから、そこを通じてこどもとの関係性をつくれるものであると考える。
- ◆ こどもにとっての居場所は、困難な状況から逃げたり、相談したり、そこから支援につながったりする予防的効果やセーフティネットとしての機能があると考えられる。一方で、重篤なケースへの対応については居場所だけで抱え込むことなく、自治体の関係機関と役割分担をしながら進める必要がある。
- ◆ 居場所は、こどもや若者同士のピアサポートの場やこどもが地域の大人とかかわりを持てる場にもなる。
- ◆ 特別なニーズを抱えるこどもだけが利用できる居場所づくりも必要な一方で、特別なニーズの有無に関係なく、インクルーシブな居場所づくりも必要であると考ええる。
- ◆ 今はリアルだけではなく、オンラインゲームやSNSなどが居場所として機能している。
- ◆ 居場所づくりが目的ではないが、結果として最もユニバーサルな居場所になり得るものとして、学校という場があると考ええる。
- ◆ 居場所は本人にしか決められない一方で、第三者が居場所をつくる点において、居場所づくりには不可能性、矛盾がある。矛盾に向き合いながら、こどもの居場所づくりを行うことが社会の責任ではないか。誰かの居場所となることを願って行われる行為が、居場所づくりとなると考える。
- ◆ 居場所づくりが目的となっている場と、結果としてこどもの居場所としての機能を果たしている場が存在しており、居場所づくりを目的とする人を支えるとともに、結果として居場所になっている場にも、居場所になり得ることやその重要性について伝えていく必要があると考える。
- ◆ 人との関係性全てが居場所になりえることから、教育者や医療者、福祉に関わる人が、自分が目の前のこどもの居場所を担っているという自覚を持つ必要があるのではないか。

### ヒアリングから得られた意見

- ◆ 週当たりの開催頻度が高ければ、こどもの居場所になるというわけではなく、たとえ開催の頻度は低くとも、常にそこにあり続ける、居場所づくりが長く続くということが、こどもの居場所になるためには重要であると考ええる。
- ◆ こどもにとって行かなければならない場所においても、そこにいる大人との信頼関係の構築や環境づくりによって、行きたいと思える場所に変容していくことがあると考える。
- ◆ 居場所は、こどもにとって、また居場所づくりを担う大人にとっても大切な居場所であり、人をつなぎ、地域をつなぐ場所、また人が集まる楽しい場所が重要であると考ええる。

# 1. 【総論】こどもの居場所づくりに関する基本的事項

- ◆ 余暇活動やこどもの遊びは、こどもの人生にとって非常に重要であると考えます。居場所づくりにおいて、こどもたちの余暇活動を支える取り組みをどう位置づけるのかを検討する必要があるのではないかと考えます。
- ◆ 日々の何気ないことを共有したり、会話ができるオンラインのコミュニケーションツールや、ライブ配信でのコメントのやり取りなどは、オンラインの居場所に十分なりえると考えます。
- ◆ バリアフリー整備であったり、なんでも揃っているような完璧な空間だから居心地が良いのではなく、不完全・不自由であっても、そこに人がいて、心配して、声をかけ、コミュニケーションが自然と生まれる場のほうが行きやすく、居心地がいい場になるのではないかと考えます。
- ◆ 学校は、こどもたちにとって重要な居場所である。
  - ・学校は多様な機能を持っているが、その1つとして「居場所」としての機能があると考えます。
  - ・部活動やクラスで過ごす時間が長くなる中学校では、学校が居場所と感ずることが多くなる傾向があるのではないかと考えます。また、補習などの学習支援や保健室などの相談機能を持つ場などが、学校にあることで、学校の中でも多様な居場所があると考えます。
  - ・学区制がなく、地域性の薄い高校は、時間的・物理的側面からも高校が居場所になっていることが多いと考えます。
- ◆ 学校では、話を聞いてくれている先生の存在や、他者とのつながりを持てる場所であること、他者を通じて自分を知り、可能性を信じられるような機会などによって、こどもたちは学校を居場所と感ずるのではないかと考えます。
- ◆ 【再掲】複数の居場所を持つことが生徒の育ちにおいて重要であると考えます。また、居場所は生徒が利用できる物理的に通える距離にあることが望ましい。
- ◆ 居場所づくりが大人の視点で行われてはならず、大人の関わりは、あくまでサポートという立場が重要であると考えます。

## こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書に記載されている内容

- ◆ 家庭、学校を含め、こども・若者が過ごす場所・時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての「居場所」になりえる。
- ◆ その意味では、営利活動としての塾やゲームセンターなども「居場所」になることがあるが、共助又は公助により、こども・若者が過ごす「居場所」を提供しようとする取組（「居場所づくり」）を、主たる考察対象として位置付けた。
- ◆ 本調査研究における考察対象としての「居場所」には、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間なども含まれる。また、校内カフェなど学校という「場」を活用して行われる活動も含まれる。他方、家庭や、児童養護施設・里親など、保護者に代わって家庭と同様の養育環境を提供する「場」、また学校が行う教育活動は、本調査研究の考察対象外とした。
- ◆ 居場所づくりを考えるにあたっては、こども・若者の声（視点）を基に整理することとし、「居たい」「行きたい」「やってみよう」という3つの声（視点）から、大人や社会がこども・若者のための居場所をつくろうとする居場所づくりの際に大切にしたい視点を整理した。（多様な居場所が求められる根拠として、こども・若者の声には相互に矛盾するものもあるが、多様な居場所づくりにおいてそれぞれ尊重したい視点であるため、そのまま記載した。）
- ◆ こども・若者の居場所づくりにおいて重要なことは、こども・若者の主体性を尊重することである。すなわち、その場を居場所と感ずるかどうかは、本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにして行きたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢を大切にすることが求められる。



# 1. 【総論】こどもの居場所づくりに関する基本的事項

## 1-4. こどもの居場所づくり指針が対象とする範囲とは？

### 本部会の委員からの主な意見

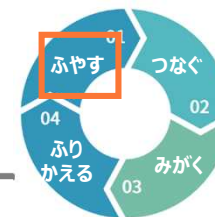
- ◆ 指針の中で、学校と居場所の関係性、こども・若者についてどこまでを支え続けていくのかという議論が必要ではないか。
- ◆ 学齢期のみならず、大学生や20代の若者の居場所を増やしていく必要があるのではないか。

### ヒアリングから得られた意見

### こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書に記載されている内容

- ◆ 【再掲】家庭、学校を含め、こども・若者が過ごす場所・時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての「居場所」になりえる。
- ◆ 【再掲】その意味では、営利活動としての塾やゲームセンターなども「居場所」になることがあるが、共助又は公助により、こども・若者が過ごす「居場所」を提供しようとする取組（「居場所づくり」）を、主たる考察対象として位置付けた。
- ◆ 【再掲】本調査研究における考察対象としての「居場所」には、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間なども含まれる。また、校内カフェなど学校という「場」を活用して行われる活動も含まれる。他方、家庭や、児童養護施設・里親など、保護者に代わって家庭と同様の養育環境を提供する「場」、また学校が行う教育活動は、本調査研究の考察対象外とした。
- ◆ なお、考察対象である居場所から得られた視点などは、考察対象外の居場所にも共通するものがあると考えられる。また、こども・若者にとって家庭や学校は、過ごしている時間の長さからも居場所として大きな位置を占めており、今回考察の対象とした居場所との連携や協働をどう図っていくかなど、更に検討が必要である。

## 2.【ふやす】 多様で多数のこどもの居場所を整備する



### 1. 論点

#### 2. こどもが自分のニーズに合った居場所を選べるよう、地域で多種・多様な居場所づくりが行われるためには？

- 2-1. こどもの居場所になっている、なりえる地域資源をどのように把握するか？
- 2-2. こどもが抱える居場所に対するニーズをどのように把握するか？
- 2-3. ニーズに応じたこどもの居場所をどのように整備するべきか？
  - 2-3-1. こどもの居場所づくりに活かせる既存リソースをどう活用して、こどもの居場所を整備するか？
  - 2-3-2. 新たなリソースによるこどもの居場所づくりが促進されるためには？
  - 2-3-3. 様々なこどもの居場所づくりが継続して行われるためには？

### 2. 各論点における委員からの主な意見やヒアリング内容等

#### 2-1. こどもの居場所になっている、なりえる地域資源をどのように把握するか？

##### 本部会の委員からの主な意見

- ◆ これまで、部活動をはじめ中高生世代の居場所としては、「学校」が大きく占めており、公共が保障してきた居場所である。その一方で、今後は、居場所づくりは行政ではなく、民間が参入していく分野であると考え。民間が多様で多くの居場所をつくり、行政はその取り組みを後押しすることで、こどもにとって安全な居場所をつくっていくことになるのではないか。特に思春期の居場所は、行政がつくった居場所を選ばないこどもも多く、今後は民間が多様な居場所をつくっていき、行政が安全性を担保するなどの後押ししていくべき。
- ◆ 学習・生活支援事業や児童育成支援拠点事業など、既にある事業を活用しながらこどもの居場所の拡充を進めていくことも重要と考える。

##### ヒアリングから得られた意見

- ◆ こどもの居場所の実態のみならず、その支援に関わる課題や地域資源の調査を合わせて実施する必要がある。それらを組み合わせ、どのエリアに、どのような居場所が必要かを計画立て、実行することが重要であると考え。
- ◆ コミュニティスクール（学校運営協議会制度）の取り組みを進める学校においては、学校運営協議会に働きかけ、連携することで、地域の中で取り組まれている居場所づくりの実情把握、かつ情報連携することが効果的であると考え。

##### こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書に記載されている内容

- ◆ 地域のニーズを調査、把握し、各種の資源を活用しながら、地域の中に居場所を充足させていく役割を担う人材（コーディネーター）が不足している。

## 2.【ふやす】 多様で多数のこどもの居場所を整備する

### 2-2. こどもが抱える居場所に対するニーズをどのように把握するか？

#### 本部会の委員からの主な意見

- ◆ 【再掲】居場所になりうるところが複数あり、こどもが自分の時間をどう使うかを選ぶことができること、こどもに自分の居場所の選択を委ねることが重要と考える。そのためには、多様な居場所が必要である。
- ◆ 【再掲】特別なニーズを抱えるこどもだけが利用できる居場所づくりも必要な一方で、特別なニーズの有無に関係なく、インクルーシブな居場所づくりも必要であると考えます。
- ◆ 様々なこどもがいられる居場所も重要だが、社会的養護や虐待、LGBT等のあまり知られたくない、特定の守られた居場所もなくさず、同時に大切にしていきたい。

#### ヒアリングから得られた意見

- ◆ 多様なこどものニーズを受け止めるためには、多様な居場所づくりを推進する必要がある、多様な居場所をコーディネートする等の役割を担う中間支援団体の存在が必要である。行政が主体的に進めていかなければならないところは当然あるが、ネットワーキングのところは民間の力を借りて進めることが重要だと考える。

#### こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書に記載されている内容

- ◆ 学齢期以降のこども・若者の居場所の確保が課題である。
- ◆ 夜間や休日に行ける居場所の確保が課題である。

### 2-3. ニーズに応じたこどもの居場所をどのように整備するべきか？

2-3-1. こどもの居場所づくりに活かせる既存リソースをどう活用して、こどもの居場所を整備するか？

2-3-2. 新たなリソースによるこどもの居場所づくりが促進されるためには？

2-3-3. 様々なこどもの居場所づくりが継続して行われるためには？

#### 本部会の委員からの主な意見

- ◆ 学習・生活支援事業や児童育成支援拠点事業など、事業として位置付けられている居場所づくりについて、基礎自治体によって実施状況に差があったり、事業者にとって実施上の様々なハードル（人材確保等）があると感じている。
- ◆ 既にある社会資源として児童館が、今後、こどもたちの居場所として大きな意義を持っていくのではないかと。一方、児童館は18歳までのこどもが利用できるが、今後は中高生の居場所となっていくことへの課題があると考えている。

## 2.【ふやす】 多様で多数のこどもの居場所を整備する

- ◆ 児童福祉全体で人材確保が課題であり、特に地方において、新たにこどもの居場所をつくろうとしても、地域に担い手がないという現状がある。担い手へのスキルやノウハウの提供を各団体や居場所に任せっきりするのではなく、一体となった人材育成が必要ではないか。
- ◆ こどもの居場所づくりは長い時間かけて人が関わっていくことが大事であるにも関わらず、事業選定が価格競争となった場合に人件費を削減しなければならないという難しさがある。新たな居場所づくりの人材確保に加え、既存の人材が持続的に活動できるための体制を見直す必要があるのではないか。
- ◆ 一つの社会資源や居場所で様々なこどものニーズを受け止めることは難しいからこそ、居場所自体が孤立せず、多機関との連携することが重要ではないか。
- ◆ 居場所づくりを継続していくための重要な要素として、担い手の問題がある。多様なステークホルダーを巻き込んだり、こどもの発達段階に応じた関わりが求められるなどの専門性が求められる。一方、育成の仕組みが十分に整備されていない、雇用が不安定であるなどの課題があり、人材流出にもつながっていると考える。
- ◆ 居場所を立ち上げても、継続できず居場所が潰れていく現実がある。こどもにとっては、そこにあった居場所がなくなるという状況は望ましくなく、人材確保など持続可能な居場所づくりについて検討する必要がある。
- ◆ 居場所づくりを担う人材へのケアが必要なのではないか。例えば、心理士や医師と話せる機会の確保などメンタルケアを実施することで、居場所づくりを持続可能なものにしていけると考える。

### ヒアリングから得られた意見

- ◆ 【再掲】多様なこどものニーズを受け止めるためには、多様な居場所づくりを推進する必要がある、そのためには居場所づくり全体をコーディネートする等の役割を担う中間支援団体の存在が必要であると考え。行政が主体的に進めていかなければならないところは当然あるが、ネットワーキングのところは民間の力を借りて進めることが重要だと考える。
- ◆ 学校や図書館、公民館など地域資源である公共施設の利活用は、こどもの居場所づくりにおいて重要であると考え。活用の余地がまだ残されており、こどもの居場所づくりとして潜在的な可能性があるのではないか。  
例えば・・・
  - ・地域によっては、公民館の利用の多くは高齢者に偏重しており、こどもの居場所としてなかなか機能しにくい側面を持っている場合もある。こどもの居場所づくりにおいて、公民館を効果的に活用している事例があるので、共有していき、地域資源としての公民館を、こどもの居場所として活用していくことは十分に考えられる。
  - ・学校施設を時間帯に応じて機能転換し、地域の共有地「コモンズ」として地域の人材や資源が集う場所とすることが可能だと考える。ただし、学校施設の利用は有効である一方で、調整を含めた学校の教職員の負担は特に考慮する必要がある。
  - ・地域によっては学校には余剰教室も出てきており、物理的な空間は存在する。この空間などを、教員ではない外の方々や地域の方に活用してもらい、こどもたちをともに見守れる環境があるといいと考える。ただし、関係者以外が自由に入れるため、安全対策や教職員の負担が増えるなどの課題は生じるため、十分な調整が必要であると考え。
  - ・年齢や性別、障害の有無などに関わらず、だれもがフラットな関係性の中で安心して他者と出会い、対話し共有できる美術館のような場所が必要であり、結果として、こどもの居場所になることが十分に考えられる。
  - ・図書館は、日本全国に3300館以上あり、静かに本を読むことを超えて、いられる空間を設計するなどの工夫を施すことで、日本全国でこどもの居場所になっていくことは可能であると考え。

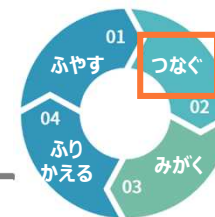
## 2.【ふやす】 多様で多数のこどもの居場所を整備する

- ◆ 中長期的には、運営団体の組織基盤の安定化（経営能力）が、居場所づくりが持続的に行われることにつながると考える。日々の現場運営と組織を運営することが切り離されることがあり、持続力が失われていることにつながっているのではないかと考える。

### こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書に記載されている内容

- ◆ ユニバーサルアプローチとしてのこどもの居場所づくりは、こども・若者同士や幅広い地域住民間の交流、繋がりを提供するという機能が、ターゲットアプローチにおいては個別のニーズに対応したきめ細かな（場合によっては緊急の）支援の提供という機能が果たされている。前者においては、これまで自治会等の地域団体が担ってきた機能を代替している側面があり、後者においては、行政が担うべき機能を（一部）代替している側面があると考えられる。ただし、これら2つの機能が1つの居場所の中で混然一体となって提供されている場合もあり、アプローチから自動的に機能が決まるわけでない。
- ◆ 重要なことは、さまざまなニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々に応じた居場所を持つことができることである。それぞれの地域において、潜在化しているニーズを含めたニーズを把握し、こども・若者の特性を配慮した多様な居場所づくりに取り組む必要がある。
- ◆ 地域における居場所の運営や経営を支援する人材や団体が不足している。
- ◆ 居場所事業への助成・補助金が不足している。
- ◆ 居場所を運営する団体の経営の安定性、運営費用の確保が課題である。
- ◆ 居場所を運営する団体における人材確保や雇用の安定化が課題である。
- ◆ 居場所を運営する人材の精神面などのケアが不足している。
- ◆ 居場所づくりにおける支援の質の向上が必要である。
- ◆ ボランティアや寄付の供給源となる地域・社会の理解が求められる。
- ◆ 居場所づくりを担う団体等への支援とあわせ、安定的で質の高い居場所運営には、運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営が求められるため、運営ノウハウや人材育成、事業の立ち上げをサポートする存在として、居場所づくりを担う団体を支援する団体（中間支援団体）への支援が必要である。
- ◆ これまで地域コミュニティや民間団体が果たしてきた役割や自主性を踏まえること、同時に、人材育成や特別なニーズのあるこども・若者には、公的な支援のもとで手厚い支援を提供するなど、性格や機能に応じて、共助・公助を適切に組み合わせることが必要である。

### 3. 【つなぐ】子どもが居場所につながる



#### 1. 論点

#### 3. 子どもが、知り、見つけ、利用しやすい居場所づくりのためには？

- 3-1. 子どもが身近な居場所について、知り、見つけやすくするために必要なことは？
- 3-2. こどもの居場所づくりの場につながりにくい子どもが、つながりやすくするためには？
- 3-3. 子どもが、居場所を利用しやすくするには？

#### 2. 各論点における委員からの主な意見やヒアリング内容等

##### 3-1. 子どもが身近な居場所について、知り、見つけやすくするために必要なことは？

###### 本部会の委員からの主な意見

- ◆ 行政が地域の居場所を紹介したり広報したりすることで、利用者やその保護者がある居場所の安全性を確認でき、利用方法や場所を確認することで、居場所を利用しやすくなると思う。
- ◆ 居場所がほしいと感じた際に、居場所の情報につながるものがポイントになる。学校やSNSを通じた広報や地域資源マップの作成、紹介をするにあたり、誰から紹介されたらそこに実際に行くのかといったこどもの目線に立った周知が重要だと考える。
- ◆ こどもの置かれている境遇や趣味が多様化している中で、地域の居場所も多種多様でそれぞれに特色があるが、自分の居場所を自分で見つけられる子どもや若者もいる一方で、なかなか見つけられない方も多いとされる。そうした方をサポートするために、地域の様々な居場所を可視化し、居場所となっている場の案内やコーディネートをする人材や場も必要ではないか。
- ◆ 相談支援や他のサービスから居場所につながることもあるため、適切な施設や事業につなぐ仕組みを整える必要があるのではないか。
- ◆ 学校と、学校外のリソースである地域資源と連携していくことについての理解を深めていくことが重要ではないか。例えば、スクールソーシャルワーカーを配置する目的の一つに、地域の様々な資源との連携があり、こうした連携が進むことで地域全体での支援にも厚みが増すのではないか。



### 3. 【つなぐ】子どもが居場所につながる

#### ヒアリングから得られた意見

- ◆ 既存の居場所を巡回したり、取り組み状況を把握するコーディネーターを市域、圏域と分けて配置している。また、そのコーディネーターが、地域を動き回り、足しげく現場を訪問することを通じて、地域や居場所づくりを行う事業者との関係性を構築することが重要であると考え。そのためにも、コーディネーターの選任には時間をかけて、丁寧にすすめていく必要があると考え。
- ◆ 学校を通じて、地域の子どもクラブや多世代交流センターなど学校以外のこどもの居場所の情報を提供、周知することが必要であると考え。
- ◆ 学校からは、地域の居場所については実態が見えにくく、居場所が多種多様で、所管もばらばらである。そのため、情報がまとまっていないことが多く、子どもに地域の居場所を案内をしにくい。行政などの公的機関が主導して情報をまとめることで、学校側としては信頼でき、子どもや保護者に情報提供、周知をしやすくなると思う。
- ◆ 個々の地域の団体や居場所とやりとりすることは、教職員の負担が大きく、難しい。そのため、地域の居場所のづくり協議会や、窓口となる居場所のコーディネーターがいると、連携・協働しやすくなると思う。
- ◆ コミュニティスクール（学校運営協議会制度）の取り組みを進める学校等においては、学校運営協議会に働きかけ、連携することで、地域の中で取り組まれている居場所づくりの実情を把握し、伝達することが効果的であると考え。

#### こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書に記載されている内容

- ◆ 居場所の情報の把握と公開、また公開された情報を保護者や子ども・若者が入手できる環境の整備が課題である。
- ◆ 居場所に関する必要な情報を、子ども・若者に届ける仕組みが必要である。また、学校や社会教育主事、民生委員・児童委員などと、居場所づくりを担う者が信頼関係を築き、子ども・若者を適切な支援につなげるなど、連携して取り組むことが必要である。

### 3. 【つなぐ】子どもが居場所につながる

#### 3-2. こどもの居場所づくりの場につながりにくい子どもが、つながりやすくするためには

##### 本部会の委員からの主な意見

- ◆ 様々な課題を抱えた子どもは、苦しい状況の中に置かれているため、自分から居場所に行ったり、誰かに助けを求めるといったことが難しい状況にある。また、そうした子どもは、心理的な居場所の確保が難しくなっていることがあり、そのような場合に物理的な居場所につなげようとしても、利用に積極的になれない、利用が途切れるなど、なかなかつながらないという課題がある。
- ◆ 学校の先生は毎日子どもと接し、子どもの様子をよく理解しているので、地域の居場所を把握し、予めつながりを持っておくことで、子どもの変化や気になる様子を共有したり、連携できるとよいのではないか。その際、教員は、自分の生徒が学校以外の居場所をリスクとってしまうことがあるため、つなげた居場所で起こった問題は教員側に責任があると思わないような工夫が必要ではないか。
- ◆ 苦しい状況の子どもたちは誰かに助けを求めることが難しい状況であることから、自治体が保有するデータベースを活用するなど、子どもに関わるそれぞれのアクターが連携することで、そうした子どもにアウトリーチを実施していき、ニーズのある子どもたちを漏らさずに居場所につなげていくようにする必要があるのでないか。
- ◆ 子どもは義務教育卒業以降、居住地域を離れることも多く、地域の支援機関を含めて様々な社会資源にアクセスしにくいいため、見えにくい存在となり、社会の中で居場所がなくなってしまう傾向にある。

##### ヒアリングから得られた意見

- ◆ 行政との連携は重要であるが、行政側の異動などによって担当者が変わり、その居場所の広報や周知活動などが停止し、子どもがつながりにくくなるようなことが生じる。子どもの最善の利益という観点から、大人側の都合で、子どもたちに不利益が生じない体制(引継ぎ等)に取り組む必要があると考える。

##### こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書に記載されている内容

- ◆ 居場所につながりにくい層（高校中退・卒業後～青年期に至る子ども・若者）や潜在化しやすいニーズ（性的マイノリティ等）を抱える子ども・若者へのアプローチを検討する必要がある。
- ◆ 居場所につながるきっかけづくりとしてのアウトリーチの必要性が指摘されている。学校と居場所や居場所間等における、個人情報取扱いについても検討が必要である。
- ◆ 地域のニーズを把握し、居場所づくりの担い手を含む資源の発掘・活用や育成、その地域で居場所を求める子ども・若者を居場所につなげること、地域づくりとの連携など、地域の居場所全体をコーディネートし、多様な居場所を確保する人材の確保が必要である。

### 3. 【つなぐ】子どもが居場所につながる

#### 3-3. 子どもが、居場所を利用しやすくするには？

##### 本部会の委員からの主な意見

- ◆ 今、オンラインの居場所は、全国の様々な困難を抱えた子どもたちが、自治体の紹介などからつながってくる場所になっている。また、行きたいと思っても交通手段が確保できない、対人関係が苦手、地域の居場所に行くほどの積極性はない、行きたいと思う居場所がないなど、地域の居場所に参加するにはハードルが高いと感じる子どもたちが、つながることができるのがオンラインの居場所だと考える。オンラインの居場所なら、初めの一步を踏み出せる子どももいると考える。

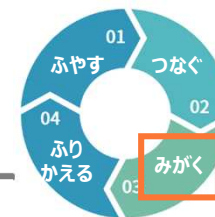
##### ヒアリングから得られた意見

- ◆ 「支援」や「相談」という看板を掲げていることや、どこか説教くささがにじみ出てしまうようなつくりや建付けで行う居場所づくりでは、つながれない子ども・若者がいると考える。いかにして利用ハードルを下げるかを考え、子ども・若者の興味やニーズからはじめる居場所づくりが必要なのではないか。
- ◆ 親がその場に対する信頼感、安心感を持っていない場合には、その家庭の子どもがその場につながりにくくなる。そのため、保護者に信頼してもらい、安心してもらうなどの働きかけが、子どもが利用しやすくなることにつながると考える。

##### 子どもの居場所づくりに関する調査研究報告書に記載されている内容

- ◆ 地方部の交通インフラの制約などを踏まえ、居場所へのアクセスをいかに確保するかが課題である。

## 4. 【みかく】子どもにとってよりよい居場所であり続ける。



### 1. 論点

#### 4. 子どもにとってよりよい居場所であるために、大切にしたい視点とは？

- 4-1. 子どもがその場を居場所と感ずるために必要なことは？
- 4-2. 安心安全が保障された子どもの居場所づくりとは？
  - 4-2-1. 居場所の安全性と開放性（出入り自由等）のバランスをどのように調整するのか？
- 4-3. 子どもの声を聞き、その声が反映される子どもの居場所づくりとは？
- 4-4. 居場所同士や他関係機関などと、どのように連携・協働を図るべきか？
- 4-5. 子どもの居場所づくりの担い手が、互いの取り組みから学び合うために何が必要か？

### 2. 各論点における委員からの主な意見やヒアリング内容等

#### 4-1. 子どもがその場を居場所と感ずるために必要なことは？

##### 本部会の委員からの主な意見

- ◆ 子ども基本法も理念としている子どもの権利条約を指針の土台に位置づける必要があり、子どもの権利が守られていることが重要と考える。
- ◆ 大人がつくって与える居場所づくりではなく、子どもとともにつくる居場所が必要なのではないか。
- ◆ 子どもが自分の主体的な遊びができるような居場所になると良いのではないか。
- ◆ 子どもの遊びとして、自然体験などのリアルな体験、五感を通じて感動することが大切ではないか。一方で、リアルな体験など、大人側の理想を無理やり押し付けるのではなく、SNSやオンラインゲームなどの新たなアプローチも議論していく必要があるのではないか。
- ◆ 【再掲】居場所は、集えるところだけではなく、一人になれるところ、大人がいないところ、好きなことをさせてもらえるところという子どもの声もあり、あまり枠にはまらない場も重要と考える。

##### ヒアリングから得られた意見

- ◆ 遊びや何もしないということを含めて、子どもの自発的な活動を尊重し、必要なときに必要なサポートをすることで、自己効力感や自己肯定感を育むことや、地域の人々など多様な人との交流の中で社会性が育まれていく環境づくりが重要であると考えます。
- ◆ 子どもたちのニーズに応えるためのハードの整備は重要であるが、それ以上に、その施設・場にいる大人が魅力的であることが重要と考える。たとえハードが整っていない、老朽化していたとしても、なんでも話を聞いてくれる、受け止めてくれるなど魅力的な大人がいることで、利用する頻度は高まり、そこを居場所だと感ずる子どもは増えていくと考える。

## 4. 【みがく】こどもにとってよりよい居場所であり続ける。

- ◆ 規則やルールをつくることは簡単であるが、その場として大切にしたい価値観や行動規範を決め、自分がどう解釈するかということを運営全体でディスカッションして考え続けていくことでしか、よりよい運営方法は見つけれないのではないか。そのためには、担い手となるスタッフ同士の関係性の質が重要だと考える。
- ◆ 自分を知ってくれている同じ人が、そこに行けばいるという安心感が、また来るきっかけにつながると考える。

### こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書に記載されている内容

- ◆ 【再掲】居場所づくりを考えるにあたっては、こども・若者の声（視点）を基に整理することとし、「居たい」「行きたい」「やってみたい」という3つの声（視点）から、大人や社会がこども・若者のための居場所をつくろうとする居場所づくりの際に大切にしたい視点を整理した。（多様な居場所が求められる根拠として、こども・若者の声には相互に矛盾するものもあるが、多様な居場所づくりにおいてそれぞれ尊重したい視点であるため、そのまま記載した。）

## 4. 【みかく】子どもにとってよりよい居場所であり続ける。

### 4-2. 安心安全が保障されたこどもの居場所づくりとは？

#### 4-2-1. 居場所の安全性と開放性（出入り自由等）のバランスをどのように調整するのか？

##### 本部会の委員からの主な意見

- ◆ 遊びは社会のルールから逸脱することもあり、遊びに大人の論理を持ち込むと子どもは面白くなくなる。制度から離れたところにある場で遊ぶからこそ、こどもの遊びが保障され、こどもの育ちに直結するのではないか。
- ◆ 遊びについては、発達に応じたリスクへの挑戦は重要だということを大人が理解すること、大人が子どもに対して寛容であることが重要ではないか。そうしたことを、地域の大人にも居場所づくりに関わってもらいながら様々な世代に伝えていけたらよいのではないか。
- ◆ 自由な場としたいが、安心・安全のためには一定のルールが必要であり、バランスのとり方が難しいと感じる。
- ◆ 個々の居場所が地域とのつながりを持って、子どもたちが地域とつながるための窓口としての機能を持つことが重要ではないか。

##### ヒアリングから得られた意見

- ◆ 子どもに接する大人には、その場で求められる行動規範や個人情報の保護等についての誓約書を提出してもらうことで、場の安全性を確保できると考える。
- ◆ 子どもが事前に想定できるような「リスク」と、想定が難しく、重大な事故につながりかねない「ハザード」に分けて、安全管理をしていく必要があると考える。リスクは子どもたちの学びにもなるため一定許容しつつ、ハザードについては、チェックシートを作成し、点検や見回りなど、管理を徹底することが重要であると考えます。

##### こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書に記載されている内容

- ◆ 居場所の開放性と安全性を脅かすリスク（不審者の侵入等）のバランスを考慮することが求められる。
- ◆ 困難なケースへの専門的対応をどのように提供するかについても、検討が必要である。
- ◆ 子ども・若者の最善の利益のために、専門性や領域を横断しながらコーディネートできる人材が不足している。
- ◆ 大人から搾取される、犯罪に巻き込まれる等のリスクが存在しており、常に居場所の安心・安全を最優先に確保し続ける必要がある。



## 4. 【みがく】子どもにとってよりよい居場所であり続ける。

### 4-3. こどもの声を聞き、その声が反映されるこどもの居場所づくりとは？

#### 本部会の委員からの主な意見

- ◆ 子どもたちが居場所づくりや運営に参画したり、イベントを企画するなどを通じて、子どもたちの意見を聴き、居場所づくりに反映されていくプロセスが自然と起こっていくことが重要だと考える。居場所をつくっていく場そのものに、子どもたちが一緒にいることが大切ではないか。

#### ヒアリングから得られた意見

- ◆ 多くの子どもたちが自分の意見・声を出することができるためには、場づくりと関わる大人の姿勢が大切であると考え。座る位置、焚火をしながらなど、子どもが話しやすくなる場づくりや、多様な大人たちで関わることによって、この人だったら話せるという人を見つけてもらうといった工夫が必要である。また、声を聴く大人は、こちらからいろいろと聞きたくなる気持ちを抑え、じっと待ちつづけることや、向こうから話しかけやすい状態にいる（何もしてない人のように見せる等）などの工夫も重要であると考え。
- ◆ 従来からある施設運営の実態として、大人主導で行われているケースもあり、こどもの意見が十分に反映されていないなど、子ども主体になっていない現状があると考え。今一度、ガイドラインの見直しや運営の在り方の検討から、変容への必要性があるのではないか。

#### こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書に記載されている内容

- ◆ 子ども・若者の最善の利益のために、専門性や領域を横断しながらコーディネートできる人材が不足している。
- ◆ 子ども・若者の声を聴き、適切に居場所づくりに反映させる仕組みや、子ども・若者が居場所づくりに参画するなど、ともに居場所をつくっていく仕組みの整備が必要である。
- ◆ 子ども・若者自身が自らの権利について学ぶ機会や、居場所づくりを行う大人が、子ども・若者の権利を十分に理解し、守っていくことが必要である。

## 4. 【みかく】こどもにとってよりよい居場所であり続ける。

### 4-4. 居場所同士や他関係機関などと、どのように連携・協働を図るべきか？

#### 本部会の委員からの主な意見

- ◆ 困難を抱えるこどもに対しては、支援計画を一緒に作成し、見守る段階なのかそれとも次のステップに移行するタイミングなのかを、行政職員とともに見極めるなど、官民が一体となって進めることが重要である。ただし、どんな場合でもつなげればいいのではなく、こどもにとってよいと判断した場合に次の居場所となる場にリファーすることが必要と考える。
- ◆ オンラインの居場所は匿名性が重要である一方で、行政につないだり、手厚いサポートが必要になったりした際に、匿名性であるがために個人情報取得できず、支援が届かないことが発生する。匿名性であることを許容しつつ、いざという時に個人情報取得できる連携体制の確保やガイドラインの策定・見直しなどを、国や自治体が進める必要があると考える。
- ◆ オンラインの居場所についても、すぐにリアルにつなげるのではなく、広域的なオンライン、地域のオンライン、地域のリアルの居場所のように、段階、階層を分けて、なだらかにグラデーションで支援していくこともあるのではないかと考える。

#### ヒアリングから得られた意見

- ◆ 関係機関や別の居場所づくりの事業者につなげる際には、双方の信頼関係が構築されていることが重要である。互いの信頼関係がない状態では、どれだけ利用者をつなげようとしてもうまくいかず、担い手同士の関係構築がまずなされるべきではないかと考える。
- ◆ 別の居場所や関係機関につなぐ際には、担い手の伴走が必要不可欠であると考え。特に特別なニーズを抱えるこどもにおいては、他者への信頼感が希薄であったり、意欲が乏しいケースが多く、伴走者の存在が重要であると考え。
- ◆ 居場所づくりを行うNPO等に向けて、学校と連携する際に大切にすべき視点などが書かれたガイドラインのようなものがあると、学校との連携はより進むのではないかと考える。
- ◆ だれでも自由に来られる場をつくりながら、気になるこども（貧困等）がいたら、行政につなぐなど関係機関と連携することも重要だと考える。一方で、その前に地域の中での助け合いの中で対応できるケース（気になる家庭に夕飯を持ち寄るなど）もあり、地域の中でのこどもの居場所をつくることは、地域のつながりや力を育むことにつながるのではないかと考える。
- ◆ ネットワーキングがうまくいく要因として、地域への理解・知識、愛着などがあると考えられ、全国や都道府県などの広域でのネットワークは難しいのではないかと考える。
- ◆ 各居場所のネットワークにおいては、官民の協働体制が重要であると考え。行政側からの一方的な指示ではなく、行政と民間でともにつくること重要である。そのためには日常的に対話する関係づくりや、視察を通して共通の価値観を醸成していくことが必要である。これらを通じることで、フラットな関係性を構築することが可能になると考える。

#### こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書に記載されている内容

## 4. 【みかく】子どもにとってよりよい居場所であり続ける。

### 4-5. こどもの居場所づくりの担い手が、互いの取り組みから学び合うために何が必要か？

#### 本部会の委員からの主な意見

- ◆ こどもの居場所づくりを実施している事業者間の相互の理解を深め、情報共有を行い、利用者のケース会議を行うようなネットワークが必要ではないか。

#### ヒアリングから得られた意見

- ◆ 居場所づくりの担い手の共通の価値観や方法論などを整備し、各地で養成講習や研修、実践者の交流を実施し、基盤を整備していくことが必要と考えている。
- ◆ プレーワークを専門領域としているが、こどもの居場所づくりやこどもと関わる領域には、共通の価値観や方法論があると思う。
- ◆ 居場所づくりの担い手は、日々の実践を振り返り、こどもとの関わりや理解を言語化し、仲間と対話し検証することを続けることで、力量が形成され、質の向上につながると考える。
- ◆ それぞれの居場所づくりでは、それぞれ特有の価値観や目的があり、多種多様であるため、ネットワークを築いたり、互いに学びあうことが難しい側面があるのではないか。

#### こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書に記載されている内容

- ◆ 安定した人材の確保や支援の質の向上のため、居場所において職務として直接支援に当たる者の処遇の改善を図るとともに、複合化する課題への対応や、こども・若者のSOSにいち早く気付けるなど、専門性向上に向けた居場所間の連携や研修の充実が必要である。

## 5. 【ふりかえる】こどもが居場所につながる



### 1. 論点

#### 5. どのように、居場所づくりを検証するのか？

- 5-1. 「居場所がある・ない」のこどもの数の増減など、どのように測定、把握するのか？
- 5-2. こどもの居場所づくりが促進されているかどうかの進捗をどのように測定するのか？
- 5-3. 居場所があることが、こどもの育ちにとってどんな影響があるのか？  
(居場所がないことは、こどもの育ちにとってどんな悪影響があるのか？)
- 5-4. 居場所がないと感じるこどもは、どんな特徴や傾向を持っているのか。

### 2. 各論点における委員からの主な意見やヒアリング内容等

#### 5-1. 「居場所がある・ない」のこどもの数の増減など、どのように測定、把握するのか？

#### 5-2. こどもの居場所づくりが促進されているかどうかの進捗をどのように測定するのか？

##### 本部会の委員からの主な意見

##### ヒアリングから得られた意見

- ◆ 居場所づくりの方針や進捗を確認するため、ロードマップによる進捗管理が必要だと考える。居場所づくりは、官民一体となって進めていく必要があることから、年度ごとにホームページで更新されていく指標を確認し、推進していくことが重要であると考え。
- ◆ 自治体の規模による格差を減らすためにも、自治体の行政方針や事業計画に、こどもの居場所づくりを位置づけ、具体的な数値目標とともに進捗を示していくことが重要ではないか。

##### こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書に記載されている内容

## 5. 【ふりかえる】こどもが居場所につながる

### 5-3. 居場所があることが、こどもの育ちにとってどんな影響があるのか？

(居場所がないことは、こどもの育ちにとってどんな悪影響があるのか？)

### 5-4. 居場所がないと感じるこどもは、どんな特徴や傾向を持っているのか。

#### 本部会の委員からの主な意見

- ◆【再掲】こどもにとっての居場所は、困難な状況から逃げたり、支援につながったりする予防的効果や、セーフティネットとしての機能があると考えられる。
- ◆【再掲】様々な課題を抱えたこどもは、苦しい状況の中に置かれているため、自分から居場所に行ったり、誰かに助けを求めるといったことが難しい状況にある。また、そういうこどもは、心理的な居場所の確保が難しくなっていることがあり、そのような場合に物理的な居場所につなげようとしても、積極的になれない、途切れるなど、なかなかつながらないという課題がある。
- ◆【再掲】社会が提供する安心安全な居場所を持っていないこどもたちは、自分を必要としてくれる実感をえられるなどの理由によって、反社会的な枠組みであるにも関わらず、そこを居場所と感じるこどももいると考えられる。

#### ヒアリングから得られた意見

- ◆【再掲】居場所の成果や価値は指標化することが難しいため、ヒアリングした内容やエピソードなどの定性情報によって伝えることが可能となるものであると考える。
- ◆【再掲】居場所づくりを評価することは困難であるが、社会や行政に対して、居場所の価値を伝え、理解してもらうことは重要である。そのため、ループリックを用いて段階的にこどもの成長を可視化すること等が考えられる。定量的に成果を示すことも可能だが、数字だけが独り歩きする懸念から、現場で起きているエピソードと合わせて丁寧に伝えていく必要があると考える。

#### こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書に記載されている内容

# 【参考資料】第4章のイメージ（例：こどもの貧困対策大綱 第6章施策の推進体制等）

## 3 地方公共団体による実態把握の支援

地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するため、子供の貧困の状況に関する地域別データの把握・提供に努める。

また、各地方公共団体が実施する子供の貧困に関する実態調査について、各地域において適切に実態を把握できるよう、調査項目を共通化するなどにより比較可能なものとするとともに、全国的な実施に向けた検討を行う。

## 第6 施策の推進体制等

### 1 国における推進体制

本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、引き続き、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、同会議の事務局である内閣府を中心に、連携・推進体制の強化を図る。

施策の推進に当たっては、子供の支援に関わる全ての政策分野との連携に留意する。特に、子供の貧困対策が児童虐待の予防にも資するとの観点から児童虐待防止対策分野との連携を図るとともに、子供が成長し安定した生活を営めるようになるまで支援を行う観点から、青少年育成支援分野等との緊密な連携を図る。また、子供やその家族の状況に応じ、障害者支援施策や在留外国人への支援施策、配偶者からの暴力被害者支援施策等との連携にも留意する。

### 2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要である。

改正後の法律において、市町村に対し子供の貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことも踏まえ、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、市町村を含む地方公共団体において子供の貧困対策が実施されるよう、適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用を資する地方公共団体の取組を支援する。

なお、沖縄における施策の推進に当たっては、沖縄における深刻な子供の貧困の実態やこれまでの実施状況等を踏まえつつ検討を進める。

### 3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、地方公共団体における取組や民間団体の支援活動の情報等の収集・提供や、子供の未来応援基金を通じた支援、民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解の下、子供を社会全体で支援する機運を高めていく。

さらに、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、休眠預金等を子供及び若者の支援に係る活動、日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動等といった民間の団体が行う公益に資する活動に活用することとしており、同制度の円滑な運用に向けて政府として環境整備や積極的な広報等に努める。

### 4 施策の実施状況等の検証・評価

子どもの貧困対策会議において、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。

このため、子どもの貧困対策会議の下に設けた有識者会議において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する。

### 5 大綱の見直し

本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを検討する。